

2005年(平成17年) 12/3 第1453号
あだち広報は毎月10日・25日、
ズームアップは6・8・10・1・3月発行

あだち 広報

発行/足立区 編集/総務課
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
☎3880-5111(代)
FAX 3880-5609(総務課)
http://www.city.adachi.tokyo.jp/
足立区ホームページ携帯電話向けサイトへのQRコードです
バーコード読み取り機能付き
携帯電話でご利用になれます

育てよう一人一人の人権意識
身近なことから人権を考えてみませんか

人権週間
12月4日～10日

昭和23年12月10日、国連で採択された「世界人権宣言」の第1条では、「すべて
の人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等で
ある」と述べています。私たちはこの条文が示す「人権」について、特別意識す
ることもなく日々生活しています。それは当然に与えられているものとして、毎
日を不便なくすごしているからではないでしょうか。しかし、今の時代でもなお、
一部の人々の「人権」が侵され、深い悲しみを生んでいます。
12月4日から10日は「人権週間」です。この機会に身近なことから「人権」に
ついて考え、自分自身のより良い生き方を考えてみませんか。

性差別を根絶しよう

セクシュアル・ハラスメント
(以下、セクハラ)とは、職場
において性的な言動で対象にな
った人を不快にするもので、そ
の結果、対象となった人の労働
条件に不利益を与えたり、就業
環境が害されることをいいます。
起こる背景や原因は、次のよう
なことが考えられます。
①女性へのべつ扱
②女性へのうぶあるべきだとい
う性的固定観念
③以前の習慣

これらは、男性が女性を性的
な対象として見る意識が根底に
あることなどから発生している
と言えます。
男女雇用機会均等法では、事
業主に、セクハラ防止のための
配慮を義務づけています。
セクハラを防止するための心
得として、次のような事例があ
ります。
●男性の心得
▼自分の妻や恋人、子どもが職
場でセクハラにあっていたら：
と想像してみる
▼仕事の上で女性に対等なパ
ートナーであるという意識を持ち、
自分の勝手な思い込みを気にし
て相手の気持ちをよく考えて行
動する

女性の心得

▼自分が不快だと思う場合は、
明確にその意思表示をする。そ
うすることが、再発防止や上司、
責任者の措置を的確なものにす
ることにつながる。
セクハラは、一生懸命働こう
とする女性の精一杯の気持ちを
踏みにじる許せない行為です。
セクハラが発生すると、被害者
のみならず、企業にも、慰謝料
の支払いや企業イメージのダウ
ン、従業員のモラルの低下、
人材の流出などの悪影響があり
ます。
セクハラをなくして、みんな
が気持ちよく仕事ができる職場
環境にしましょう。

共々生きる社会の実現を
障害福祉は国連の「障害者の
権利宣言」を幕開けとして、障
害のある人が障害のない人と同
じように生活し、活動する社会
をめざす「ノーマライゼーショ
ン」の理念のもと、「完全参加
と平等」を目標に進められてき
ました。
5年12月に成立した「障害者
基本法」の基本理念には、「す
べての障害者は個人の尊厳が重
んぜられ、その尊厳にふさわし
く処遇を保障される権利を有す
」社会を構成する一員として、

人権教育の推進

区は、教育目標の達成に向け
て、基本方針の第一に「人権尊
重の教育の推進」を掲げていま
す。家庭・学校はもとより、あ
らゆる場から偏見や差別、虐待
などの暴力をなくし、すべての
区民が自他の人権と生命を尊重
する教育を進めています。
学校教育においては、一人ひと
りの子どもが、その発達段階
に応じ、人権の意義について理
解するとともに、自他を大切に
することができるよう心構えと態度の
育成を図っています。
そのために、例えば、高齢者
や障害のある人に対する理解を
深める福祉教育の実施、あるい

多文化共生時代に
求められる人権意識

区内には多数の外国籍住民が
住んでいます(11月1日現在100
カ国2万3千316人)。その中には、
生まれた時から外国籍として日
本に住んでいる人や、区内に転
入して住むようになった人まで
様々です。しかし、外国籍住民
は、祖国との習慣や文化、社会
制度の違いから日本の生活に
不自由を感じることがあります。
また、生まれ育った国や母語の
違いにより、情報不足とコミュ
ニケーション不足になりがちで、
地域生活で不便な生活をしてい
る場合がよくあります。
多文化共生には、一人ひとりが
多様な価値観を柔軟に受け止
め、日ごろから文化や言葉の違
いを越えて、交流を行う必要が
あります。お互いに共通点を正しく
理解し、認め合うことが必要で
す。こうした当たり前の行動か
ら、現在の日本のあり方を見直
し、世界の中の日本を考えてい
くことが大切です。
人権の尊重の実現は、自分自
身の生き方や考え方を認めるこ

人権問題で
お困りの方はご相談を

区内には、人権を尊重する考
えを広め、人権を侵された人を
救済する人権擁護委員会がいます。
人権擁護委員は、区長が議会
の同意を得て推薦し、法務大臣
から委嘱されます。
人権を侵害されたり、差別を
受けている人は、人権擁護委員
にご相談ください。(表1)
また、次代を担う子どもの人
権を積極的に擁護するため、人
権擁護委員の中から、「子ども
の人権専門委員」が指名されて
います。
●人権の上相談
相談日時：毎月第2火曜日、午
後1時～3時(場所：区民相談
室 区役所北館4階)※相談無料。

表1 人権擁護委員名簿 11月1日現在

Table with 4 columns: 氏名, 連絡先, 電話番号. Lists names and contact info for human rights protection committee members.

人権のついで、
「手話いっぱい」の落語
平成17年度
人権週間行事
日時 12月6日(火)
開演 午後2時(開場1時30分)
終了 午後4時00分
場所 足立区役所 庁舎ホール
講師 古今亭 菊千代さん
(古今亭菊千代さんのプロフィール)
84年、古今亭円菊門下へ入門。93年、三
遊亭歌多氏とともに女流初の実打に昇進。
浅草演芸ホール・鈴木演芸場・新宿末広亭
などの定席をこなしつつ、篤志面接委員と
して全国の矯正施設を飛び回る毎日。
<プログラム> (予定)
あいさつ及び人権ポスターコンクール入賞者表彰式
中学校の人権作文表彰及び発表
手話いっぱいの落語 古今亭 菊千代さん
申込方法 当日直接会場にお越しください。
(定員 486人 先着順)
費用 無料
手話通訳あり
問合せ先 足立区総務部総務課人権・同和係
電話：03-3880-5497(直通)
※区役所1階ロビーには、人権ポスターコンクール入選作品
を展示します。(12/3～6)



# 差別のない明るい社会をめざして — 同和問題の理解のために —

## 「21世紀は 人権の世紀」

人権とは、私たち一人ひとりが社会の中で、幸せな生活を営むために必要な人間としての当然の権利をいいます。

昭和23年の「世界人権宣言」や平成6年の国連による「人権教育のための国連10年」(平成7年から10年間)など、国際社会が協力して人権教育を進めています。

日本では、平成9年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」を取りまとめました。

## 同和問題 (部落問題)とは

同和問題(部落問題)の起源については、現在でも幾つかの説があります。

昭和40年の同和对策審議会答申では、「同和問題は、封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、今なお様々なかたちで人権を侵害している重大な社会問題」と定義づけています。

江戸時代、幕府(武士)は多数を占める民衆を抑えるため「士・農・工・商」という新しい身分制度を定め、さらにその下に「えた・ひにん」という身分を設けたのです。

低湿地帯といった立地条件の悪いところに強制的に住まわされ、職業・結婚のほか服装や髪型までも制限されました。

明治維新を迎えて、新政府は明治4年に解放令を發布し、「士・農・工・商」「えた・ひにん」の身分制度を廃止しました。

しかし、この解放令は、単に「えた・ひにん」という蔑称(べっしょう)を廃止して、身分と職業が平民並に扱われることを形式的に宣言したにとどまり、同和地区出身の人々が現実の差別や貧困から解放される政策を伴うものではありませんでした。

第二次世界大戦後、基本的人権の尊重を柱とする日本国憲法が定められ、同和問題解決に向けての特別法の制定や様々な具体策の実施により、成果も上がってきています。

その一方で、今なお同和地区出身者に対する人権侵害が発生しています。

## 差別を なくすために

私たちの社会には、部落差別・性差別・障害者差別・外国人差別など、いろいろな差別があります。

これらの差別に共通することは、本人の責任の有無にかかわらず、人間の尊厳や基本的人権が侵害されていることです。

地区出身者の名誉を傷つけたら、差別を呼びかけるような陰湿な事件も起こっています。

このような行為は許されるものではありません。

それでは私たちは何をしたらよいのでしょうか。

同和問題について正しい認識と理解をもつこと。

間違った考え方をしている人に対して、誤りを説明して理解させること。

差別をなくすためには、行政の啓発活動などの努力はもとより、企業の活動姿勢や、さらには、社会的に影響力の強いマスメディアなどの地道な取り組みが欠かせません。しかし、最も大切なことは、差別問題を自分ごととして考える努力をすることです。

みんなが幸せに暮らせる明るい社会を築いていきましょう。

※歴史的背景の説明上、文中で「えた・ひにん」など差別用語を使用しましたが、このような表現を日常会話や、文書で使うと、差別や人権侵害になることがありますので、十分ご注意ください。

## 人権メッセー

### 障害のある方とふれあって

私は五年生の時、学校の授業で、目に障害のある方、足に障害のある方たちとふれあいました。生活するのにも、大変なことが多そうでした。

でも、誰よりもすてきな笑顔をもっていました。

目に障害のある方は、「スパー」に行った時に、お金の区別がつかない」と言っていました。私は、そんなこと一回も考えたことがありませんでした。実際、目をぶつぶつぶお金をさわってみたら、百円玉と十円玉の区別がつかないんです。

私には、いろいろな発達したところがあるけれど、私たちが障害のある方を怖がる目が障害のある方たちを苦しめていると思ってきました。書のある方が私たちに心を開いたよ、私にも障害のある方を

見かけた時、「大丈夫ですか。手伝いましょうか。」と声をかけられるようになりました。でも、それを

### ダウン

私の周りにはいろいろな発達したところがあるけれど、私たちが障害のある方を怖がる目が障害のある方たちを苦しめていると思ってきました。書のある方が私たちに心を開いたよ、私にも障害のある方を

見かけた時、「大丈夫ですか。手伝いましょうか。」と声をかけられるようになりました。でも、それを

見かけた時、「大丈夫ですか。手伝いましょうか。」と声をかけられるようになりました。でも、それを

見かけた時、「大丈夫ですか。手伝いましょうか。」と声をかけられるようになりました。でも、それを

見かけた時、「大丈夫ですか。手伝いましょうか。」と声をかけられるようになりました。でも、それを

## 勇気を出そう

私には、お兄ちゃんがあります。でも私は、いつもいじめられます。そうすると、いつもお兄ちゃんがおこられるけど、ときどき、私も「なまじき」とおこられてしまうこともあります。

でもそのときは、おたがいあやまって、なかなかりをするから、それで自分はおこりません。

だけど、学校の帰りの会で、「お願いのコーナー」があって、それで、よく男子に、「カスとか言わないで下さい」と言う、その場だけでは「ごめん」とあやまつているけれど、しばらくたつたら、また同じことを言

つてしまっています。私は(まだ言わないで下さい)と思つて注意しようとするけれど、私もときどきヘンなことを言われてしまうから、あやまらなくなつてしま

うのです。でもある日、男の子がある女の子に、ヘンなことを言っていました。私は、やっぱり注意で

きませんでした。でも、それをいっしょに見ていた女の子が「そ

れからは、むしろ私でもい

いから注意ができる勇気ある人間になりたいと、心から思いま

### 第22回 人権ポスターコンクール 入選者

このコンクール「小学生の部」は、人権の大切さを広く児童生徒に認識してもらおうための啓発活動の一つとして行われています。

区内の小・中学生から85点の応募があり、厳正な審査の結果、次の作品が入選しました。(敬称略)

【小学生の部】

- 金賞 長田積樹(加平)
- 銀賞 川上智佳(梅島第二)・福田織浦(梅島第二)・時田恵(千寿第八)・篠原司(河江)
- 銅賞 藤本美咲(梅島)・池田湧磨(加平)・辻佳那(栗原北)・井上祐里奈(弘道)・西方朝聖(弘道第二)・石井裕彬(竹の塚)・藤井美咲(東加平)・飯田佑里(東栗原)
- 【中学生の部】
- 金賞 山本真梨子(第十四)
- 銀賞 南田明夏(第四)・酒井瑞季(第十)
- 銅賞 加藤結由実(第二)・東海林水彩(第九)・藤代紗椰(青井)・浅野綾(加)

小学校の部

「私は悪くない」

加平小学校 長田 積樹

### 講演と映画の集い

人権週間にちなんで、都民が幅広く気軽に参加でき、人権に対する正しい理解と認識を深めるとともに人権意識の高揚を図ることを目的として下記のとおり開催します(表1)。

表1 講演と映画の集い日程等	日程	場所	映画	講演など	問先
12/8(木)	かつしかシンフォニーヒルズ モーツァルトホール	「マイプロジェクト」 「飯免許 練習中」	C. W. ニコル氏 「歳を背むもの」	都・総務局人権部 ☎ 5388-2588	

※午後1時開演(先着順) 費用=無料

小・中学生の いじめ110番

気がついたとき、☎ 3880-5577 教育委員会教育指導室  
すぐ相談を